

掛川市規則第16号

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年7月2日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年掛川市規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間内における第17条第1項第14号の規定の適用については、同号中「9月まで」とあるのは、「11月まで」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。